

東京都知事  
石原慎太郎 殿

平成18年8月30日

## 「補助54号線」事業認可の見送りと計画の見直しを求める要望書

“Save the 下北沢”代表  
金子 賢三・下平 憲治

〒155-0031  
東京都世田谷区北沢3-19-3-2F  
NEVER NEVER LAND 方

拝啓

貴職におかれましては、日頃から下北沢の発展にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。  
私達は「補助54号線」「区画街路10号線」の見直しおよび修復型街づくりへの転換を求め、おとしより活動してきた市民団体です。今年3月23日には一度同じ表題の要望書を提出しておりますので、ご記憶いただいているかと思えます。今回はそれ以降、世田谷区がおこなった手続き上の問題点を指摘し、再度計画の見直しをお願いする次第です。

要望1. 「補助54号線」「区画街路10号線」の事業認可の見送り  
要望2. 新しい話し合いの場をつくることを世田谷区に指導し、「市民案」を議論の机上にのせて、「補助54号線」「区画街路10号線」および「下北沢駅周辺地区地区計画」を柔軟に見直すこと

### 1. 市民案が提出されたにも関わらず、議論のテーブルに載せなかった件

現行の計画では魅力ある下北沢の街を破壊してしまうという不安の高まりから、地元からは計画の見直しを希望する声が大きく上がりました（下北沢フォーラム：「下北沢らしさに関するアンケート調査」前回報告済み）。これらの声を受けて、多くの専門家を軸に、地域住民を巻き込んだ3回のワークショップが開催され、「市民案」が同、下北沢フォーラムより発表されました。これらのワークショップには“Save the 下北沢”のメンバーも多く参加し、決定までのプロセスに参加した経緯があります。それらの案の即効性・現実性は、その決定プロセスが民意を汲んだものであることとともに、専門家からも高い評価を受け、29名の都市計画専門家が連名でこの「市民案」を支持する緊急声明を発表したのであります。（添付資料1：「下北沢の街づくりに重大な関心を寄せる専門家の集い・緊急アピール」）

しかし、世田谷区はこの提案をもとに議論することさえ拒み、全く無視しました。

これは、今後都市計画を考えるプロセスにおいて、専門家のサポートを受けながら、区民が自主的に考えるという地方分権の利にかなった「市民発意の都市計画の芽」を摘む行為であると考えます。また、多くの専門家が支持したプランを議論の机上にのせさせずに、拒否するということは、今後都市計画を進める際に、専門家の意見をどのように受け止めるかという、都市計画法自体を揺るがす逸脱行為であると考えます。

## 2. 都市計画審議会における発言を無視し、現行通りの地区計画を強行した件

1. の流れを受けて、5月23日の世田谷区都市計画審議会では、住民参加型の街づくりを尊重するべきであるという声が大きくあがりました。しかし世田谷区はこれら委員の声を真摯にうけとめず、新たな話し合いの場をつくることを拒み続けています。

これは都市計画法上に定められた都市計画審議会の存在意義を根底から揺るがす行為です。

また、その4日後におこなわれた地区計画原案説明会では、都市計画審議会での議論にもとづき、現行通りの都市計画を前提にしたプロセスを話し合いもなしに進めることはやめて欲しいという私たち市民からの動議を全く聞こうともせず、ひたすら説明ビデオを流し続けた上で、会の成立を宣言するという暴挙をおこないました。

これは、都市計画審議会の要望を無視した上で、市民への説明の義務を放棄した行為だと考えます。

## 3. 地元事業者との約束を反故にした件

世田谷区長は6月20日、下北沢でお店を営み、今日の町をかたちづくってきた事業者の団体であり、下北沢の都市計画に不安の声をあげる「事業者協議会」と面談しました。その席上で区長は、すでにその午前中に新たな話し合いの場所をつくらないという宣言を担当部署が発表していたことを、本意ではないと否定しながら話を進め、再度の話し合いの機会を持つことも約束しました。

しかし、それらの発言をすべて反故にした上での、今回7月31日の突然の事業認可申請提出。地元は「会うことだけをアリバイにつかわれた」ということを大変遺憾に感じております。

## 4. 事業の申請内容が都市計画と適合していない件

先日、世田谷区から東京都に提出された申請書の内容を確認させていただいたところ、区画街路10号線は幅員25m、延長64m、面積5400㎡で申請されています。

これは、平成15年1月31日に世田谷区告示68号での都市計画における区画街路10号線（幅員25m～26m、延長約60m、面積約5300㎡）とは面積、延長とも合致しておりません。

ところで、都市計画法第六十一条では「国土交通大臣又は都道府県知事は、申請手続が法令に違反せず、かつ、申請に係る事業が次の各号に該当するときは、第五十九条の認可又は承認をすることができる。」となっており、その要件として「一 事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であること。」と定められています。

これは明らかに違法な申請内容が提出されていることを示しており、東京都は即刻差し戻して計画手続きを最初からやり直す必要があると考えますがいかがでしょうか？

これら数々の法の逸脱行為、地元権利者との約束違反を背景に、今回の事業認可申請が提出されたという経緯をまずはご理解ください。そして、このままこの事業を認可しないように重ねてお願い申し上げます。

敬具